

# 将来見通した働き方を



## ②⑧ どうする? 年収の壁



「上げ」という言葉が身近になって

「壁」が一定の金額以上は働けないという声も耳にします。今回は年収の壁について考えてみましょう。

**Q** 年収の壁について教えてください。

**A** いわゆる年収の壁と呼ばれるものには、大きく分けて「税制」に関するものと「社会保険」に関するものの2種類があります。これは、パートの主婦など短時間労働の方が一定以上の収入を得てしまうと、所得税や社会保険料の負担が新たに生じて、これまでよりも手取りが減少する現

象を指します。整理すると図のようになります。

**Q** ①の図の見方を教えてください。

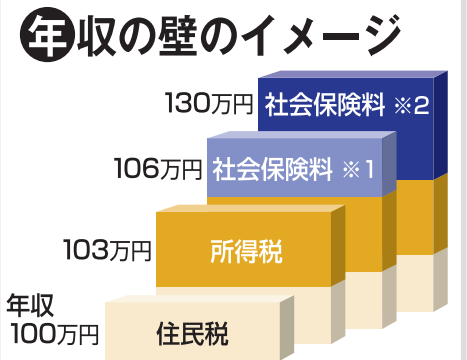
**A** 例えば、収入が100万円までであれば「住民税」「所得税」「社会保険」のいずれも本人の負担は生じません。また103万円までであれば、「住民税」は若干発生するものの「所得税」「社会保険」の自己負担はなく、配偶者の所得税の申告上「配偶者控除」も適用できます。従業員数が101人以上の会社に勤務している場合は、年収が106万円を超えると本人に社会保険加入の義務が生じ、100人以

富山県金融広報委員会  
金融広報アドバイザー  
中村 総一郎

下の会社では、年収が130万円以上になると本人に社会保険の負担が生じることになり、「壁」を少し超える程度の働き方であれば、手取りが減少する場合があります。

**Q** 援強化パッケージ」という対策が発表されたと聞きました。これで年収の壁は気にならなくなるとは思いませんか。

**A** 10月から、106万円の壁の対策として、106万円を超えて働く人1人当たり(3年間で)最大50万円を、国から会社に助成する制度が導入されました。また130万円の壁の対策として、一時的な残業の増加などで壁を越えた場合は、会社に一時的な増加である旨の証明書を発行してもらうことで、引き続き「被扶養者」認定が可能となる仕組み(2年間限定)が導入されています。



※1は従業員101人以上  
※2は従業員100人以下の場合に適用

年収	控除の種類	控除額
103万円以下	配偶者控除	38万円
103万円超～150万円以下	配偶者特別控除	38万円
150万円超～201万円以下	配偶者特別控除	36万円以下

※それぞれの壁が適用される場合には、図に記載以外の詳細条件がある

「年収の壁・支援強化パッケージ」によって、106万円、130万円の壁は一時的にハードルが下がるかもしれませんが、恒久的な制度になるかどうかは不透明です。「壁」を超えて働くかどうかは、社会保険の支払義務者になる長期的なメリット(例えば将来の年金受給額の増加、傷病手当金・出産手当金の受給など)と比較した上で、将来を見通して判断されることをお勧めします。